

第1章

入国・在留手続

1 在留カードの交付と住所などの届出

1 - 1 在留カードの交付

日本への上陸許可を受けた場合などに在留カードが交付されます。在留カードの交付を受けることができるのは、中長期在留者の方です。

在留カードは、新規の上陸許可を受けた場合、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などを受けた場合に交付されます。

ワンポイント



中長期在留者とは

「中長期在留者」とは、次のいずれにもあてはまらない方です。

- 「3月」以下の在留期間が決定された方
- 「短期滞在」の在留資格が決定された方
- 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された方
- 「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- 特別永住者
- 在留資格を有しない方

1 - 2 住所及び住居地の届出

中長期在留者の方は、住所・住居地を定めた日から14日以内に、お住まいの市町村において、在留カードを提出して住所と住居地の届出をする必要があります。

在留カードが後日交付となった方は、市町村にパスポートを提示して住所と住居地の届出をする必要があります。なお、在留カードは、後日郵送されます。

ワンポイント



在留カード後日交付

成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、広島空港、福岡空港では、新規の上陸許可とともに在留カードが交付されます。その他の空海港で新規の上陸許可を受けた場合には、在留カードは交付されず、住所と住居地を届け出た後、郵送で住居地宛てに送付されます。

2 在留資格に関する手続

在留期間を超えて引き続き日本に在留を希望する場合や、在留目的を変更する場合などには、地方出入国在留管理官署において手続が必要になります。

2 - 1 在留資格の変更

現在の在留目的を変更する場合は、在留資格変更許可申請を行う必要があります。

申請に必要なもの

- パスポート
- 在留カード 交付を受けている場合
- 顔写真1葉（縦4センチ×横3センチ。3か月以内に撮影したもの。16歳未満の方は不要）
- 在留資格変更許可申請書
参照 www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html
- 予定する活動を明らかにする資料など
参照 www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10.html

2 - 2 在留期間の更新

現在の在留期間を超えて在留を希望する場合は、在留期間が経過する前に、在留期間更新許可申請を行う必要があります。

申請に必要なもの

- パスポート
- 在留カード 交付を受けている場合
- 顔写真1葉（縦4センチ×横3センチ。3か月以内に撮影したもの。16歳未満の方は、不要）
- 在留期間更新許可申請書
参照 www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-1.html
- 予定する活動を明らかにする資料など
参照

www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_KOSHIN/shin_zairyu_koshin10_01.html

参考 「在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン」

(www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00058.html)

2 - 3 在留資格の取得（出生など）

日本で外国人として出生したなどの場合，出生後60日を超えて引き続き滞在しようとするときは，出生した日から30日以内に在留資格取得許可申請を行う必要があります。

申請に必要なもの

- パスポート 発給を受けている場合
- 顔写真1葉（縦4センチ×横3センチ。3か月以内に撮影したもの。16歳未満の方は不要）
- 在留資格取得許可申請書
参照 www.moj.go.jp/content/000099650.pdf
- 出生届出書記載事項証明書などの出生したことを証する文書
- 予定する活動内容を明らかにする資料
参照 www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10.html
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

2 - 4 資格外活動許可

現に有する在留資格以外の活動に従事し，収入又は報酬を得ようとする場合は，資格外活動許可を受ける必要があります。

申請に必要なもの

- パスポート
- 在留カード 交付を受けている場合
- 資格外活動許可申請書
参照 www.moj.go.jp/content/000099659.pdf
- 収入又は報酬を得ようとする活動を証する資料
参照 www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html

2 - 5 永住許可

日本での永住を希望する方は，永住許可申請をする必要があります。永住が許可された場合は，日本での活動・在留期間に制限はなく，在留期間更新手続や，在留資格変更手続の必要はありません。

申請に必要なもの

- パスポート
- 在留カード
- 顔写真1葉（縦4センチ×横3センチ。3か月以内に撮影したもの。16歳未満の方は不要）
- 永住許可申請書
参照 www.moj.go.jp/content/000099653.pdf
- その他必要な書類
参照 www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-4.html

2 - 6 高度外国人材に対するポイント制による優遇制度

日本の経済成長などに貢献することが期待される高度な能力や資質を有する外国人の方を対象に、活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年齢」などの項目ごとにポイントを設け、その合計が70点以上に達した外国人の方を「高度外国人材」と認定し、出入国管理上の優遇措置を認めるものです。

優遇措置の内容

参照 www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/preferential/index.html

1 複合的な在留活動の許容

例えば、大学での研究活動と併せて関連する事業を営む活動を行うなど、複数の在留資格にまたがるような活動を行うことができます。

2 在留期間「5年」の付与

法律上の最長の在留期間である「5年」が一律に付与されます。
更新することができます。

3 在留歴に係る永住許可要件の緩和

高度外国人材としての活動を引き続き3年間行っている場合（特に高度と認められる方（80点以上の方）については、引き続き1年間行っている場合）、日本での在留歴に関する要件が緩和されます。

参考「永住許可に関するガイドライン」

www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan50.html

3 再入国許可

日本に適法に在留する外国人の方が一時的に出国し、再び日本に入国しようとする場合は、事前に最寄りの地方出入国在留管理官署に赴いて再入国許可を取得することで、現在の在留資格・在留期間のまま出入国することができます（最長5年。在留期限が5年以内に到来する場合は、在留期限まで）。

また、中長期在留者の方については、原則として、有効なパスポート及び有効な在留カードを所持し、出国してから最大で1年以内（在留期限の到来が1年未満の場合は、在留期限まで）に日本に戻る場合は、事前に再入国許可を取る必要はありません（「みなし再入国許可」といいます）。

4 中長期在留者の届出

中長期在留者の方のうち、下記の在留資格を有している方については、所属機関などに変更があった場合は、地方出入国在留官署にそのことを届け出る必要があります。

1

教授，高度専門職 1 号八，高度専門職 2 号（2 号八に掲げる活動に従事する場合），経営・管理，法律・会計業務，医療，教育，企業内転勤，技能実習，留学，研修

- ◆ 活動機関の名称又は所在地が変更
 - ◆ 活動機関の消滅
 - ◆ 活動機関からの離脱又は移籍
- } 14日以内に届出

参照 https://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00014.html

2

高度専門職 1 号イ，高度専門職 1 号ロ，高度専門職 2 号（2 号イ又はロに掲げる活動に従事する場合），研究，技術・人文知識・国際業務，介護，興行（本邦の公私の機関との契約に基づいて活動に従事する場合に限る），技能，特定技能

- ✓ 契約機関の名称又は所在地が変更
 - ✓ 契約機関の消滅
 - ✓ 契約機関との契約の終了又は新たな契約の締結
- } 14日以内に届出

参照 https://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00015.html

3

家族滞在，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等のうち，配偶者としての身分を有する場合

配偶者と離婚又は死別 \longrightarrow 14日以内に届出

参照 https://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00016.html

これらの届出については、電子届出が可能です（当分の間、特定技能を除く。）。
<https://www.immi-moj.go.jp/i-ens/index.html>

5 退去強制手続など

在留期間を1日でも経過すると不法残留となり、退去強制手続の対象となります。また、資格外活動許可を受けずに現に有する在留資格以外の活動に従事して収入又は報酬を得たり、一定の刑事罰を受けた場合、不法残留となっていなくても、退去強制手続の対象となります。

退去強制された場合には、原則として5年又は10年間、日本に入国することができなくなります。また、一定の刑事罰に処せられるなどして退去強制された場合には、原則として日本に入国することができなくなります。

5 - 1 出国命令制度

不法残留のうち、以下の全ての要件に適合する場合には、身柄を収容することなく、簡易な手続により出国させる制度です。

出国命令制度により出国した場合、原則として1年間、日本に入国することができません。

出国命令制度が適用される要件

- 日本から出国する意思をもって自ら地方出入国在留管理官署に出頭したこと
- 不法残留以外の退去強制事由に当たっていないこと
- 日本で窃盗などの一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものではないこと
- 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- 速やかに日本から出国することが確実と見込まれるもの

5 - 2 在留特別許可

退去強制手続が執られても、日本での生活歴、家族状況などが考慮され、法務大臣から、在留を特別に許可される場合があります。

6 難民認定手続

日本は、難民条約など（難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書）に加入しており、同条約などに基づき、難民と認定すること、難民への各種保護措置を行っています。

「難民」とは、難民条約第1条又は難民議定書第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民を意味し、一般的には次のとおりです。

難民とは

人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあると十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者で、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者とされています。

6 - 1 難民認定申請

難民認定申請は、日本にいる外国人が行うことができ、上記（「難民とは」参照）により、本国から逃れて来た方が日本に保護を求めるための制度です。法務大臣が難民と認定した外国人には、難民認定証明書が交付され、一定の除外事由に該当する場をを除き、「定住者」の在留資格が許可されます。

なお、難民と認定された外国人の方は、申請に基づきパスポートに代わる渡航文書として難民旅行証明書の交付を受けることができます。

また、難民と認定された外国人の方とその家族は、日本語教育や生活ガイダンス、職業紹介などの「定住支援プログラム」を受けることができます。

6 - 2 審査請求

難民と認定されなかった処分などに不服のある外国人は、法務大臣に対して審査請求をすることができます。

法務大臣が審査請求に対する判断をする際には、法律や国際情勢などに知見を有する難民審査参与員の意見を聴くこととなっています。